

晉泰始律令への道

——第二部 魏晉の律と令——

富 谷 至

目 次

はじめに

I 曹魏の法令

- (一) 魏律十八篇
- (二) 魏令と魏科

II 晉泰始律令の成立

- (一) 外的要因 —— 法典としての形式
 - (二) 内的要因 —— 禮と令
- 結 語

はじめに

本論文は、これに先行する「晉泰始律令への道 —— 第一部 秦漢の律と令」〔『東方學報』京都 七二〕の後編に當たる。前編において、論證し終えたことを簡單にまとめておくことから始めたい。

秦漢の律は、正法（基本法）としての秦六律、漢九章律が核となり、その内容は刑罰法規であった。この法令は、盜律を先頭にして、以下、賊律、網律と續くもので、これは「篇章之義」といわれる固定した順序を持つひとまとまりになった

法典であつた。この他に、「旁章」と呼稱された追加、單行法の律が正律の外縁に位置し、これは秦代から時代を降るなかで、制定され追加されていった法規だといえる。

刑罰、非刑罰という視點からすると、正律である九章律は、刑書から出發した中國法の基本的な性格を忠實に傳える刑事法規であつたが、九章律のうち漢になつて加えられた三つの律、戸・厩・興には、行政法規の性格をもつ條文が含まれていたと考えてもよいかもしれない。少なくとも、行政法規、刑事法規と二分する明確な線は未だ引かれていなかったのである。

法典としての九章律を核としてその外側に單行追加法である旁章律をもつ二重構造、それが漢律の構造であり、各條文は、法令・法規として分類・整理の手が加えられた成文法であつた。いまここで、「整理」「分類」という用語を使ったのは、實は律に對する「令」に關係するからに他ならない。

漢代の令について、これが「令典」と呼べる法典、つまり何らかの分類整理の手が加わり、またそこに令の名稱＝篇名が付け加えられる法令集であつたのか、私の結論はこれについて、甚だ懷疑的である。漢代の「令」の形態は、皇帝の詔を令と稱したのであり、皇帝が下す命令を法源として執行すべき様態、規範としての種類を「令」と呼んでいた。皇帝の命令が「令」であることは、秦が統一帝國を創始したとき、それまで使っていた「令」という呼稱を、「詔」に改めたこととも通底する。

ところで、皇帝の命令のなかには、普遍的もしくは永續的なものもあれば、個別限定的な、または一時的・時限的なものもある。従つて皇帝の詔令にすぎない漢の令を永續性、普遍性を有する後の晉令や唐令と同じ目で見るとすれば、そこに違和感が生ずる。すなわち、漢令は、成文法規としての成熟度が低かつたと言わねばならないのである。

ここで問題は、そういった未完成の法令であつたとしても、また皇帝の命令そのものであつたとしても、そこに分類と

凡律令、合二千九百三十六條、十二萬六千三百言。六十卷。

この「六十卷」とは、律二十卷、令四十卷であるが、ここに四十卷のまとまった法典が出現することになる。

本稿は、漢律・漢令が魏晉期にどのような経過をたどり、律と令、この二つの法典の成立に至ったのかを以下に考察するものである。

I 曹魏の法令

(一) 魏律十八篇

漢の禪讓を受けるかたちで成立をみる魏が、漢律に代る新律を制定するのは、明帝のとき、太和三年（二三九）あたりであつたと考えられる。ただ、新律の制定については、何故か『三國志』魏書明帝本紀には、はっきりした記載はなく、基本的な史料は、『晉書』刑法志、および『六典』の次の記事である。後にその意味を詳述するので、ひとまず原文のみ引用する。

其後、天子又下詔、改定刑制、命司空陳羣、散騎常侍劉邵、給事黃門侍郎韓遜、議郎庾嶷、中郎黃休荀詵等、刪約舊科、傍采漢律、定爲魏法、制新律十八篇、州郡令四十五篇、尚書官令、軍中令、合百八十餘篇、其序畧曰、……凡所定增十三篇、就故五篇、合十八篇、於正律九篇爲增、於旁章科令爲省

『晉書』刑法志

魏氏受命、參議復肉刑、屬軍國多故、竟寢之、乃命陳羣等、採漢律爲魏律十八篇、增漢蕭何律劫掠・詐僞・毀亡・告効・繫訊・斷獄・請賊驚事・償賦等九篇也

『六典』卷六、刑部

漢律に代つて新たに制定された十八篇からなる魏律について、『晉書』の記するところに従えば、これまでの五篇に新たに十三篇を追加し、十八篇とし、正律九篇について言えば篇數が増えたということになる。つまりそこには、單行律（旁章律）を正律の中に組み入れ、律典としての篇數を増やしたことを意味し、魏の新律の成立でもって、單行律は一應整理され正律に一本化されたとみなしてよいであろう。十八篇の律は、従つて「篇章之義」をもつものであった。

今制新律、宜都總事類、多其篇條、舊律因秦法經、就增三篇、而具律不移、因在第六、罪條例既不在始、又不在終、非篇章之義、故集罪例、以爲刑名、冠於律首（下略）

『晉書』刑法志

今、新律を制するに、宜しく事類を都總し、其の篇條を多くすべし。舊律は秦の法經に因て、三篇を就増するも、具律は移さずして、因りて第六に在り。罪條の例、既に始めに在らずして、又た終わりにも在らず。篇章之義に非ず。故に罪例を集めて、以て刑名と爲し、律首に冠す。

すでに前篇で「篇章之義」の意味するところを考えたときに引用した條文だが、魏律制定にあつて、名例律をそのはじめに置く意義を論ずることは、魏律が名例律を第一として、十八の律が決められた順番に並ぶ律典であつたことを、ここでもまいちど確認しておこう。

さて、その魏律に關していえば、漢の九章律をどのように改變、追加して十八篇としたのか、その經過を示す『晉書』刑法志が引用する「序畧」の記事が明瞭さを缺くために、定説をみない。例えば、滋賀秀三氏は、十八篇をこう假定している。¹⁾

刑名・盜・劫畧・賊・詐僞・毀亡・告劾・捕・繫訊・斷獄・請賊・雜・戶・興擅・乏留・驚事・償贓・免坐

漢九章律は、盜律・賊律・囚律・捕律・雜律・具律・戶律・興律・厯律の九種、「序畧」にその名が擧がる新律の篇名

は、

盜律・賊律・囚律・捕律・雜律・具律・戶律・興律・厩律

刑名・劫畧・詐僞・毀亡・告劾・繫訊・斷獄・請賊・興擅・乏留・驚事・償贓・免坐 (計二十二)

このうち、具律は刑名と名を變え、興律と厩律は廢止されたので、十九の律が残り、十八篇とすれば、何か一篇を削除せねばならないわけである。名稱がなくなったのはどの律なのか。ここで問題となるのは、先に引いた『晉書』刑法志の魏律に關する次の一條である。

所定增十三篇、就故五篇、合十八篇、於正律九篇爲增、於旁章科令爲省矣、

この一文をどう讀むのか、いくつかの異なつた解釋が出されてきた。たとえば、滋賀氏は、「就故」を二字を「もとのまゝなるもの」の意と解し、「凡そ定むる所、十三篇を増し、故に就ける五篇」と訓讀する^②。しかしながら、この解釋は、すこし無理があるのではないだろうか。

(賈充) 所定新律既班于天下、百姓便之、

(程) 邈所定乃隸字也、

華恒所定之禮、依漢舊及晉已行之制、

舊律因秦法經、就增三篇、

就漢九章、增十一篇、

祈社稷山林川澤、就故地處大雩、

明宗時就故陵置園邑、

『晉書』賈充傳

『晉書』衛恒傳

『晉書』禮志

『晉書』刑法志

『晉書』刑法志

『隋書』禮儀志

『舊唐書』哀帝紀

以上の用例をふまえて、件の條を訓讀すれば、

定むる所、十三篇を増し、故の五篇に就きて、合して十八篇。

と讀むのが普通であろう。そして、「就故五篇」の「就」は、「つける」「付加する」(『孟子』告子に「所就三、所去三」とあるのと同じ)といった意味で、「これまで存在していた五編に追加して」と讀み、條全體の解釋は、

法典として制定されたものは、十三篇が新たに追加されたもの、それに舊來からの五篇を加えると、合計十八篇。これが、「所定増十三篇、就故五篇、合十八篇」の意味するところに他ならない。

そこからの問題は、この「舊來からの五篇」が何を示すかである。考えられる可能性は、盜律、囚律、賊律、捕律、雜律、戸律、の六種の中から一つを除く五つであり、なにを除くかが分かれば十八種の内容は明らかになるう。

ここで、文章の解釋に今一度もどるが、「故五篇」は、秦の法經五篇(盜・囚・賊・捕・雜)を意味し、それはここでの「故」の字の語義から立證できるとの説を内田智雄氏が唱えるが、たとえ、五篇の内容が結果として(盜・囚・賊・捕・雜)の五種になったとしても、その論證の過程は首肯できない。

内田氏は、「正律九篇」の「正律」と區別する意識がそこにはたらいっており、「舊律」という表現をさけて、「就故五篇」といったのであり、「故(もとの)」「就(ついて)」という表現は、「正律」にたいする「法經」を視野に入れているという。しかし、ここにいう「故」はあくまで「増」としか對應せず、「新しく増やした(増)十三篇」と「もとからあった(故)五篇」の對でしかなく、意味をそれ以上に廣げるべきではない。また、「正律」と「法經」の對應にかんしても、基本法としての「正律」と、追加・單行法としての「旁章」が、「於正律九篇爲増」と「於旁章科令爲省」の完全な對句として表れているであり、これもまた意味を他の句に擴散するのは誤っているといわねばならない。ここでの文章は、「從來からの五篇に、新たに十三篇が加わった」ということ以上には解釋できないのである。

では、この「五篇」はなにか。「盜・賊・捕・雜・戶」なのか、それとも「盜・賊・囚・捕・雜」であろうか。前者は「囚律」が吸収されたと主張する滋賀秀三氏の説であり、

(1) 『晉書』刑法志の説明からすると、囚律から本來的な内容が包括的に他律に移されたということは、單なる分出ではなく、囚律そのものの分解と考えざるを得ない。

(2) 魏律のあとに成立をみる二十篇からなる晉律には、囚律が存在しない。^④などが氏の立論の根據となる。

晉律二十篇制定の經過は、『晉書』刑法志に次のように説明されている。

就漢九章、增十一篇、仍其族類、正其體號、改舊律爲刑名、法例、辨囚律爲告劾、繫訊、斷獄、分盜律爲請賊、詐僞、水火、毀亡、因事類爲衛宮、違制、撰周官爲諸侯律、合二十篇、

漢九章に就きて、十一篇を増し、其の族類に仍りて、其の體號を正す。舊律を改めて刑名・法例となし、囚律を辨けて告劾・繫訊・斷獄と爲し、盜律を分けて請賊・詐僞・水火・毀亡と爲し、事類に因りて衛宮・違制と爲す。……

また『六典』には、左記の二十篇を列擧しているのである。

刑名・法例・盜律・賊律・詐僞・請賊・告劾・捕律・繫訊・斷獄・雜律・戶律・擅興・毀亡・衛宮・水火・既律・關市・違制・諸侯

右の二つの史料から確認される二十種、もしくは新たに追加された十一篇の細目は、必ずしも一致をみない。囚律に限っていえば、確かに『六典』には見えないものの、『晉書』刑法志が「囚律を分けて、告劾・繫訊・斷獄とし、……」とし、それによって囚律そのものが、なくなってしまったとしても、晉律二十篇制定の段階で、「囚律」という律名が擧げられ、それが問題にされていることをどう考えるべきであろうか。なるほど、晉律は直接には漢律の改變であり、魏律の延長上

にないとしても、ここで囚律が云々されていることは、晉律成立の時點では囚律が存在していたということを暗に示しており、もし囚律がはやく魏律成立の段階で消滅していたならここで「囚律」の名稱があがってこないはず、との考えも成立しよう。

長々と、十八篇の内譯につき言及してきたが、遺憾ながら私にはこれ以上の考證をすすめ、結論を導き出すことができない。魏律十八篇の内容の確定は、現段階の史料操作では、決定的な解答を得られないというのが私見である。

ただ、魏律十八篇のもつ重要な意味は、正律（九章律）と單行律（旁章律）の二重構造の上に成立していた漢律が、その單行追加律を正律の中に吸収して、十八篇のあらたな正律を作り上げたことである。このことは、滋賀秀三氏が指摘する所であり、その卓見に従いたい。

（二） 魏令と魏科

〔魏 令〕

魏の令については、『晉書』刑法志に、州郡令、尚書官令、軍中令の三種、計百八十餘篇が作られたという。

刪約舊科、傍采漢律、定爲魏法、制新律十八篇、州郡令四十五篇、尚書官令、軍中令、合百八十餘篇 『晉書』刑法志

舊科を刪約し、傍ら漢律を採り、定めて魏法を爲る。新律十八篇を制し、州郡令四十五篇、尚書官令、軍中令と、合して百八十餘篇。

先に漢令について、私は漢の令は事項別に分類編纂され、令典の形をとったものではなく、皇帝の詔を順次番號を付してファイル化したものであったと述べた。かかる令の様態は、魏にあっても基本的には變わらなかったと考えている。確かに、「罰金令」「減鞭杖令」「郵驛令」などといった事項別令ともいふべき名稱は見えるが、その名のもとに立法化された法

令であるとの確證は得られず、あくまで便宜的に付けられたということ、漢令と變わらない。

漢令との相違は、州郡令、尙書官令、軍中令という令の分類の名稱が新たに登場したことであろう。この三種類の名稱は、その名のもとに立法化される個別の令名ではなく、すでに制定された令を三種類に分けたその分類名でしかないが、名稱の依って來るところは何に由來するのであろうか。⁵⁾ 私はここで、州郡令をはじめとした三種の令と、漢の絜令の結びつきを指摘したい。

段階的に出される令が分類される、しかも三種に分類されることは、他ならぬ漢の干支令がそうであった。第一部、秦漢の律と令で述べたことを今一度確認してみたい。

著令文言が付され令として公布された皇帝の詔は、甲・乙・丙に分けられ、整理番號がつけられた。その中から各官署もしくは各郡縣が關係の法令を抜粹して、別の整理番號をつけて保管した、それが絜令であった。そういった絜令は官署・郡縣のなかで獨自の整理番號をもっているのかといえ、そうではなく、付けられた令の番號は共通した普遍性を有し、中央で統一して掌握されていたと考えられるのである。

絜令に關してさらに注目しておきたいことがある。漢の絜令は、「蘭臺絜令」「廷尉絜令」「大尉絜令」といった官署・官職名がその頭にくるものと、「樂浪絜令」「北邊絜令」というように地名・郡縣名を冠するものがあつた。いま、魏の新しい令の「尙書官令」、「州郡令」は、まさしく漢の官署名をもつ絜令と、地方名をもつ絜令の兩者を踏襲したものではないだろうか。

(1) 漢代には令は、甲・乙・丙の三種に分類整理されていた。

(2) 別に、中央の官署と地方の郡縣の二つで關係法令がまとめて整理された。

この二つの流れが合流して、魏の尙書官令、郡縣令、軍中令の三分類ができたと考えたいのである。

なお、今一つの軍中令、これは後漢末から三國鼎立の中で魏曹操が戦時下において發布した令で、「魏武軍令」「魏武軍策令」「魏武船戰令」などと呼ばれ、それ以降も效力をもっていたものを「軍中令」の名のもとにまとめたものであろう。例えば、

吾將士無張弓弩於軍中、其隨大軍行、其欲試張弓弩者、得張之、不得著箭、犯者、鞭二百、沒入吏、

『通典』卷一四九、引魏武軍令

吾が將士、弓弩を軍中にて張ることなかれ。其れ大軍の行に隨い、其の弓弩を試張せんと欲する者は、之を張るを得るも、箭を著けるを得ず。犯す者は、鞭二百、吏に沒入す。

不得於營中屠殺賣之、犯令、沒所賣皮、都督不糾白、杖五十、

『通典』卷一四九、引魏武軍令

營中にて屠殺し之を賣るを得ず。令を犯さば、賣る所の皮を沒す。都督の糾白せざるは、杖五十

始出營、豎矛戟、舒幡旗、鳴鼓、行三里、辟矛戟、結幡旗、止鼓、將至營、舒幡旗、鳴鼓、至營訖、復結幡旗、止鼓、違令者、髡翦以徇

『通典』卷一四九、引魏武軍令

始め營を出るに、矛戟を豎て、幡旗を舒げ、鼓を鳴らす。行くこと三里、矛戟を辟み、幡旗を結び、鼓を止む。將に營に至らんとするに、幡旗を舒げ、鼓を鳴らす。營に至り訖りて、復た幡旗を結び、鼓を止む。令に違う者、髡翦して以て徇う。

軍行、不得斫伐田中五果桑柘棘棗

『通典』卷一四九、引魏武軍令

軍行、田中の五果、桑、柘、棘、棗を斫伐するを得ず。

兵欲作陣對敵、營先白表、乃引兵就表、而臨陣、皆無譴譁、明聽鼓音、旗幟麾前則前、麾後則後、麾左則左、麾右則右、不聞令而擅前後左右者、斬、伍中有不進者、伍長殺之、伍長不進、什長殺之、什長不進、都伯殺之、督戰部曲將拔刃在後、察違令不進者、斬之、一部受敵、餘部不進救者、斬之。

『御覽』卷二九六引魏武庫令・『御覽』卷三四一引軍令

兵、陣を作し敵に對せんと欲するに、營は白表を先にし、乃ち兵を引きて表に就く。而して陣に臨むに、皆な譴譁する無し。鼓音を明聽し、旗幟、前を麾せば則ち前し、後ろを麾せば則ち後し、左を麾せば則ち左し、右を麾せば則ち右す。令を聞かずして擅に前後左右せば、斬す。伍中に進まざる者あらば、伍長、之を殺し、伍長、進まざれば、什長、之を殺し、什長、進まざれば、都伯、之を殺す。督戰、部曲の將は刃を抜きて後に在り、令に違いて進まざる者を察して、之を斬す。一部に敵を受け、餘部の進みて救わざる者、之を斬す。

聞雷鼓音、舉白幟絳旗、大小船皆進戰、不進者斬、聞金音、舉青旗、船皆止、不止者斬、『御覽』卷三四〇引軍令雷鼓の音を聞き、白幟、絳旗を舉げれば、大小の船、皆な進みて戰う。進まざる者は、斬、金音を聞き、青旗を舉げれば、船は皆な止む。止まざる者は斬す。

漢の契令の中にはこういった戦時下の令は含まれてはおらず、それゆえ別個に「軍中令」といった分類整理の範疇が設けられたに違いない。

軍中令、尙書官令、州郡令、魏になって設けられたこれら三つの令の分類は、漢においての干支令、掣令といった二つの流れが一つになり、そこに戦時下の曹操期の軍中令が加わったものと言ってよいであろう。魏令は漢令の段階から一步、晉令や唐令へ近づいたのである、しかしながら、いまだ法典としての様態は整わず、漢令と同様、皇帝の詔をファイル化した命令であったのである。

「魏科」

律、令といった法源分類の一項目に、科と呼ばれる固有の名稱をもった法形式、もしくは法典の存在が指摘され、それは漢から一種の副法としてあったという説が存する。

漢法の名、律あり、令あり、科あり。

沈家本「律令考」

しかしながら、漢代において、言うところの特別な法形式、つまり漢律と同様、漢科というものが存在していたとは考えられないというのが、滋賀秀三氏が主唱された説である^⑥。

私は、氏の説の通りだと考える。漢令というものが完成された法形式、もしくは法典とは未だなっておらず、詔をそのまま収録したものに過ぎない段階において、それとは別の漢科といったまとまった固有の法典が存在したなどは、到底考えられないのである。

漢だけではない。曹魏にあっても、魏科という「大型の法律」（滋賀氏論文 三頁）の存在に對しても私は懷疑的である。「魏科」の存在を検證するものとして挙げられるのは、次の三つの史料である。

- (1) 是時太祖始制新科下州郡、又收租稅綿絹、

『三國志』魏書何夔傳

是時、太祖、始めて新科を制し、州郡に下す。又た、租稅綿絹を收む。

(2) 昔魏武帝建安中、已曾表上、漢朝依古爲制、事與古異、不皆施行、施行者、著在魏科、大晉採以著令、宜定新禮、皆如舊、

『通典』卷九十三、『晉書』禮志

昔、魏武帝、建安中、已に曾って表上す。漢朝は古に依って制を爲し、事、古と異らば、皆なは施行せず。施行する者、著して魏科にあり。大晉、採りて以て令に著す。宜しく新禮を定めること皆な舊の如くせん。

(3) 天子又下詔、改定刑制、命司空陳羣、………刪約舊科、傍采漢律、定爲魏法、制新律十八篇、州郡令四十五篇、尙書官令、軍中令、合百八十餘篇。

『晉書』刑法志

(既出)

ここに見える「科」「魏科」「舊科」、ともに、魏の受禪以前、形式上は後漢王朝が続いている時期、魏國にあって「令」とは區別される特別の呼稱をもった法典であり、それが魏王朝の成立後、新たに制定された魏の律令の中に吸収されたと理解されているのである。

しかしながら、この三史料は「魏科」の存在を證明するに十分なものであろうか。(1)は、後漢建安年間、曹操が州郡に新しい條例を下そうとしたことを記すものだが、これに反對する何夔の言がこの後に續く。

(何夔) 以郡部初立、近以師旅之後、不可卒繩以法、乃上言曰、自喪亂已來、民人失所、今雖小安、然服教日淺、所下新科、皆以明罰敕法、齊一大化也、所領六縣、疆域初定、加以飢饉、若一切齊以科禁、恐或有不從教者、有不從教者、不得不誅、則非觀民設教隨時之意也、

(何夔) 以らく、郡部、初めて立ち、近くは師旅の後なるを以て、卒に繩するに法を以てするべからずと、乃ち上言して曰く。喪亂より已來、民人、所を失す。今ま小安すると雖も、然れども教に服すること、日に淺く、下す所の新科、

皆な以て罰を明らかにし法を敕し、大化を齊一する也。領する所の六縣、疆域、初めて定まり、加うるに飢饉を以てす。若し一切、齊くするに科禁を以てすれば、恐らくは或いは教に従わざる者あり。教に従わざる者、誅せざるを得ざれば、則ち民を觀て、教えを設け時に隨うの意に非ざる也、

この言葉からすると、具體的には「所領六縣」にたいして、新科を施行しようとしていることは、確かではあるが、「所下新科」「一切齊科禁」は、同じ方向の意味で使用されている。その「科」に果たして「特別な、大型の、固有の法」という語義が含まれているのであろうか。

いったい、「科禁」という語は、魏以前では「科とは、事條を謂う」（『後漢書』桓譚傳注）との如く、一般的な用法では「法令」「法の條文」の意味で使われている。

五月丙辰、有司其申明科禁、宜於今者、宣下郡國、

『後漢書』明帝紀

五月丙辰、有司、其れ科禁を申明し、今に宜なる者、宣しく郡國に下さん。

（建武）十四年、臣上言曰、古者肉刑嚴重、則人畏法令、今憲律轉薄、故姦軌不勝、宜增科禁以防其源、

『後漢書』杜林傳

（建武）十四年、臣、上言して曰く、古は、肉刑、嚴重にして、則ち人、法令を畏る。今ま憲律、轉た薄し、故に姦軌は勝ず。宜しく科禁を増し、以て其の源を防ぐべし、

曹操が州郡に新しい條例を布こうとするにあたっても、この「科」は光武、明帝期とは別の特別な意味がそこに賦與されたと考えねばならない必然的根據はみつからない。

(2) にあげた『通典』および『晉書』禮志の「魏科」についても、やはり私には、特別な意味を想定しがたいのである。

この段は晉の禮制に關する記事であり、晉の五等諸侯についての喪服の制が、魏に制定された規定をそのまま採用しているが、新禮を定めるにあたって舊來の制度（漢の制度）にもどすべきとの提案である。

昔魏武帝、建安中、已に曾って上に表す。漢朝は古に依りて制を爲し事の古と異ならば、皆なは施行せず。施行する者、著して魏科に在り。大晉、采りて以って令に著す。宜しく新禮を定むること皆な舊の如くせん。

ここでいう魏科は、漢令として立法化されず、魏國もしくは初期の魏王朝において法令として定められたものを示していること、またその魏科が晉令に吸収されたこと、なるほど滋賀氏の指摘通りであろう。しかしながら、そこから「魏科」は、「一事を命ずる詔とは異なる」「大型の法律」を示すということ、この史料でもって立證できるのであろうか。むしろ「著在魏科」「大晉採以著令」の表現からは、詔令を法令として明文化するといった從來の漢令立法化の手續きとことさう異なる點を見出すことは、困難なではなからうか。

これは、(3)の「刪約舊科、傍采漢律、定爲魏法、制新律十八篇」についても同様である。「舊科」とは、それまでの法令、單に法令の條文と解釋しても何ら不都合は生じない。

『晉書』刑法志には、魏律十八篇の制定を記した後、魏明帝期において、漢の舊律で魏になって行なわれなくなったものを改正した事を記す。

改漢舊律不行於魏者、皆除之、……除異子之科、使父子無異財也、……改投書棄市之科、所以輕刑也、正篡囚棄市之罪、斷凶強爲義之蹤也、……皆魏世所改、其大畧如是、

漢の舊律の魏に行れざる者を改め、皆な之を除く、……異子の科を除き、父子をして財を異にすること無からしむ也、……投書棄市の科を改む。刑を輕くする所以なり。篡囚棄市の罪を正し、凶強爲義の蹤を斷ずる也、……皆な魏世に改むる所、其の大畧は是の如し。

ここにあげる「異子之科」「投書棄市之科」は、魏律成立前まで存在していた法律であるが、「異子之科」とは、異居、分財にかんする規定、「投書棄市之科」は、「投書し誹謗すれば棄市に處す」という法規であること、容易に想像がつく。これらが魏の新律制定にあたって廃止されたのであるが、ここに「某某之科」というのは、異子、投書についての個別の條文を指しており、「魏科」としてのまとまった大型の法典を示すものではなからう。

個別の條文を意味するこういった「科」「科律」は、魏の新律が成立した後も、変わらず使われている。たとえば、魏王朝の末期、司馬師が政權を掌握した時期のこと、大逆不道罪を犯した場合、縁坐の適用が出嫁した女性にまで及ぶというそれまでの規定が改定されることになる。そのきっかけは他ならぬ司馬師と姻戚關係をもつ荀芝に累が及ぶことになったからに他ならない。

是時魏法、犯大逆者、誅及已出之女、

『晉書』刑法志

是の時、魏法、大逆を犯す者、誅は已出の女に及ぶ。

この魏法を改めんとして出された主簿程咸の上奏文が、『晉書』刑法志に引用されているが、その最後は次の様に締めくくられている。

臣以爲在室之女、從父母之誅、既醮之婦、從夫家之罰、宜改舊科、以爲永制、（於是有詔、改定律令）
臣、以爲らく。在室の女は、父母の誅に従い、既醮の婦は、夫家の罰に従う。宜しく舊科を改め、以て永制と爲すべし。（是において、詔有りて律令を改定す）

改めるべき舊科とは、「犯大逆者、誅及已出之女」という縁坐の規定示していること明らかであろう。

また、これも魏末の曹爽一族の謀反にかかわる處斷について、それを裁く廷尉鍾毓の上奏文にいう。

(李) 豐等、謀迫脅至尊、擅誅冢宰、大逆不道、請論如法、

(李) 豐等、至尊を迫脅し、擅に冢宰を誅するを謀る。大逆不道なり。請う論すること法の如くせん。

それに、同調する朝臣たちの言葉、

豐等各受殊寵、典綜機密、……將以傾覆京室、顛危社稷、毓所正皆如科律、報敏施行、

豐等、各の殊寵を受け、機密を典綜す、……將に以て京室を傾覆し、社稷を顛危せんとす。毓の正す所、皆な科律の如し、敏に施行せんことを報ず。

「毓の正す所は、皆な科律の如し」、この「科律」とは、大逆不道罪に對する刑罰規定の條文にはかならず、このことは、別の案件であるが、『魏書』三少帝紀に大將軍司馬文王の上言の中に同じく「科律」として、大逆不道罪に關する刑罰規定が見られることから證明できる。

科律、大逆不道、父母妻子同產皆斬、濟凶戾悖逆、干國亂紀、……廷尉、結其罪、

科律、大逆不道は、父母妻子同產皆な斬す。濟は凶戾にして悖逆、國を干し紀を亂す。……廷尉、其の罪を結す、

以上、漢末から魏末にかけての史料に見える「科」「科律」の意味するところを考えてきた。魏の受禪にかけて、特に曹操魏國の時代にあつて、制定された法律が「科(魏科)」と呼ばれ、臨時的法典ともいふべき大型の法典を意味していると、文獻史料からは立證できないばかりか、漢代および受禪以降の魏王朝における「科」との間に、特別な意味の相違は認められない。私はそれ故、魏科というべき特定の法形式の存在を想定することはできないのである。

確かに、魏が後漢王朝の藩國であつた段階では、曹操が下す命令は「詔」と稱することはなく、單に「令」でしかなく、後に、明帝の後繼として、常道郷公を擁立した時、臣下が皇太后に向かって次のようにいう。

殿下聖德光隆、寧濟六合、而猶稱令、與藩國同、請自今殿下令書、皆稱詔制、如先代故事、『三國志』魏書高貴鄉公傳殿下、聖德は光隆、六合を寧濟するも、而れども猶お令と稱し、藩國と同じ、請らくは今より、殿下の令書は、皆な詔制と稱し、先代の故事のごとからしめん。

藩國の下す命令を「令」といい、「詔制」とは呼ばなかったことは、後漢末の魏國でも変わらない。しかしながら、「令」も法源として機能していたのであり、「詔」の形式をとれないがために「科」という特別な法形式が採用されたのではない。史料にみえる「科」という語は、漢代、魏國そして魏王朝にあっても、法規、法令、條文などを示す一般的な意味しか持っていないからである。

魏科といった特別な法形式もしくは法典の存在を想定できないのは、史料から立證できないというばかりではなく、漢令の形式、つまり第一部で論じてきた漢の令は未だ法典として完成しておらず、詔をファイルとして収録したものにすぎなかったという法典形成上の経緯からして得られる論理的歸結でもある。令典の未成熟、未完成の段階にあって、律・令とは異なった新しい別個の法形式が存在していたとは、私には考えられないからである。皇帝が下す「詔」であれ、藩國內での「令」にしろ、それらは主權者の命令が法源となり、それを収録したものにならず、たとえば曹操の時の軍中令も、同じような令であった。魏の曹操の時代においても、前代と同様に令典は未完成であり、尙書官令、軍中令、郡縣令として分類されたことが、令典に一步近づいたものにすぎない。

Ⅱ 晉泰始律令の成立

晉泰始四年（二六八）正月、前年に奏上されていた新律令が公布される。前章で一度ならず引用したが、『晉書』刑法志が

解説するところでは、九章律に十一編の新しい律を加えて、律は二十篇、六百二十條、二萬七千六百五十七字。令は四十篇、二千三百六條であつたという。

『六典』に従えば、二十編の晉律は、

刑名・法例・盜・賊・詐僞・請祿・告劾・捕・繫訊・斷獄・雜・戶・擅興・毀亡・衛宮・水火・厩・關市・違制・諸侯

關市律の代わりに囚律を入れる『晉書』刑法志とは、若干の相違をみる。

一方の晉令であるが、『六典』(卷六)に「晉令賈充等撰四十篇」として列擧するその内譯は、次の三十五種類、四十編の令である。

戶・學・貢士・官品・吏員・俸稟・服制・祠・戶調・佃・復除・關市・捕亡・獄官・鞭杖・醫藥疾病・喪葬・雜・門下・散騎中書・尚書・三臺秘書・王公侯・軍吏員・選吏・選將令・選雜士・宮衛・贖・軍戰・軍水・軍法・雜法

この四十編は事項別の名稱をもつ所謂事項別令であることは、確かであり、これ以降、梁令(五〇三年)、隋開皇令(五八一年)、そして唐永徽令(六五二)と續く令典の最初の形であつた。(詳しくは、『唐令拾遺補』「歷代令篇目一覽」を参照)

そして、ここでもなによりも強調しておきたいことは、晉泰始令は、第一から第四十まで令の篇目が固定した(その順序は、『六典』が記す順番しか手がかりはないが)典籍(令典)であつたということである。それ故、『隋書』經籍志・史部刑法篇には、「晉令四十卷」として、あがっているのである。晉泰始律と泰始令の成立によって、ここに初めて律と令の二つの法典が中國法制史上生まれたこと間違いない。

では、この二つの法典が、三世紀中甸に成立したのは、どういった背景によるのであろうか。いかなる力がそこに作用して未成熟であつた漢・魏の令を令典として完成させたのであろうか。

私は、そこには、(1)外的要因と、(2)内的要因の二つの原因があったと考えている。前者、外的要因とは、法令の編纂、典籍の様態、材料に関わるもの、(2)の内的要因とは、律や令がどういった法規とみなされたのかという法規の内容と法典に對する認識にかかわることである。

(二) 外的要因 — 法典としての形式

漢代の令とは、皇帝が下す詔敕を法源とし、執行される規範であり、その形式は詔そのものであった。詔には、いくつかの形式があるが、たとえば、第I部一〇三頁で引用した文帝十三年の肉刑廢止の漢令は、

A…「制詔御史」として、文帝が臣下に肉刑廢止の立法化（具爲令）を命じた命令文。

B…それを受けて臣下（丞相張蒼ら）が上奏した改正の具體案。

C…「制曰可」という認可の王言。

以上、A、B、Cの三つの部分から構成されており、A、B、Cは時間的な差をもって段階的に加えられたものがそのまま令の條文を形成したのである。こうして成立し發布された漢令は、甲、乙、丙に分けられ、番號がつけられて保管される。おそらくその番號は、立法化された時間的順序に従ったのであろう。

甲令、乙令という所謂干支令と便宜的に呼んでいる令文の集積のほかに、各官署、各郡縣が干支令のうちから關係する令を摘出して、別個に分類整理して保管する、これが契令というまとまった令文の總稱であるが、その契令にも番號がつけられる、その付け方もおそらくは時間的順序を原則としたものであろう。

漢令のこういった形式および整理のありかたは、次の魏令においても引き繼がれる。漢の契令が尙書令・州郡令・軍中令に分類項目が變わったとしても、皇帝の詔が令であり、令は立法、發布に従って順次番號がつけられて追加されていく

いう基本的な形式は変わらなかったとみてよからう。

漢令・魏令はすなわちその令文の構成も、各令を集積し整理する方法も、追加されるものをそのまま綴じていく形式をもっていたといえる。従って収録された令文は、追加や変更がきかない完成された典籍ではなく、むしろ追加されることを前提とした、未完成のファイル的な編纂物であった。こういったファイル的な性格、實はそれは當時の書寫材料＝簡牘に特有な機能であり、書寫材料の特徴が令の條文、収録その兩者に大きな影響を與えたのではなかったのかと私は考えた

い。
簡牘は、檢・楮・符など單獨で使用されるものとは別に、書寫内容が長文にわたる場合には、編綴して冊書の形で使用することは、周知のことだが、その場合には二種類の編綴の方法が採られた。

一つは、最終簡から先頭の簡に向かって綴じ紐を結んでいき、收卷も最後の簡を内にして巻き込んでいく。これは、冊書先頭の簡から開いて讀んでいくことを前提としたもので、また綴じ紐を最後の簡から掛けることは、書寫物の分量がはじめから定まっていることを意味する。つまり、この收卷の冊書は典籍の場合にとられた形態に他ならない。

これとは別に今一つ、先頭の簡を内にして最終の簡にむかって紐を掛けていき收卷は先頭の簡から巻き込んでいく冊書が存在する。はじめから一定の分量が決まっている書物とは異なり、この收卷方法は、簡牘を順次追加していく場合に用いられ、帳簿・名籍といった類の書寫物に適用される。換言すれば、後者はファイル的な性格をもつ冊書といつてよからう。

先に私は漢の令文の形式、その編纂の様態は當時の書寫材料の特徴と密なる關係をもっているといった。それはかかる冊書簡の收卷を意味するもので、君主と臣下の往復文書が詔にそのまま轉化し、それがまた令となり、その令(詔)は、ファイルとして収録されるという漢の令の特徴は、簡牘が用いられることで實に有効に機能した、否、簡牘という書寫材料がなした所産であるといつてよからう。

漢令がどのように簡牘という書寫材料に規定されていたとすれば、その書寫材料が變化すれば當然令文の形式と令の編纂の有様も變わらざるを得なくなる。書寫材料の變化が法令の形式に無視できない影響を与えたのである。

書寫材料の變化に關しては、私は別稿「三世紀から四世紀にかけての書寫材料の變遷——樓蘭出土の文字資料を中心——」、『流沙出土の文字資料』京都大學學術出版會（二〇〇一）において、後漢末から西晉にかけての簡牘・紙文書を取り上げ論じた。詳細は右論文に譲ることにしたいが、今、令典の編纂ということに關してのみ、あえてここに繰り返し言及することにしよう。

中國で紙が造られたのは早く前漢時代であったが、それらは書寫のための材料として使用されたのではなく、主たる用途は包装用であったと考えられる。後漢元興元年（一〇五）に有名な蔡侯紙が献上されることで、書寫材料としての紙が登場するが、それでもって木簡、竹簡が使われなくなったのかといえば、決してそうではない。簡牘から紙への移行は、書寫内容によって違いがみられ、變遷は漸次的、段階的におこり、三世紀、魏晉時代になっても簡牘は紙と併用して使用されていたのである。樓蘭出土の紙と木簡はそのことを如實に物語り、しかも出土の紙が反故紙、練習用に使われたのち破棄された紙であったことは、紙が當時貴重であり、木簡がその代用として使われたのではなかったことも明らかであろう。行政關係の簿籍をとってみれば、晉泰始年間（二四一—二四九）の時期にあたる帳簿・名籍が樓蘭遺址から出土しているが、紙と木の兩方の簿籍が併用して使用されていたことが明らかである。ただ、全國に共通する正式戸籍は、晉泰始令の戸令の規定では、簡牘に書かれること條文に明記されている。

郡國諸戸口黃籍、籍皆用一尺二寸札

『太平御覽』卷六〇六所引晉令

郡國の諸の戸口の黃籍、籍は皆な一尺二寸の札を用う。

この、「一尺二寸札」は、短冊狀の黃紙だと見なす説もあるが、やはり木簡もしくは竹簡であろう。

札長尺二寸當三篇

EPT 4・58

などと、漢簡にみえ、一九九六年出土の長沙走馬樓簡、それは泰始令より三十年ほど前の時期に當たる三國吳の嘉禾年間（三三二～三三八）のものだが、その中には平民の名稱も含まれており、それらは一尺あまりの簡牘に書かれ、また「正式な戸籍」の意味で「黃簿」という語が走馬樓出土の木牘に確認されたのであった。

簡牘から紙の上に戸籍が記されるようになるのは、西晉末の混亂で西晉の戸籍が壊滅的打撃を受け、改めて戸籍が作り直された東晉王朝の事業に待たねばならなかったのである。戸籍に關してはそうであつたとして、では公文書、とりわけ詔令はどうだったのであらう。

樓蘭L A遺址からは確かに木簡の公文書が出土している。^⑩

泰始五年七月廿六日從掾位張鈞言敦煌太守

〈二八九〉

未欲訖官穀至重 不可遠離當 須治大麥訖乃得

〈二九〇〉

要急請 曹 假日須後會謹表言白會月十二日

〈二九二〉

西域長史營寫鴻驢書到如書羅捕言會十一月廿日如詔書律令

〈六七九〉

寫下 詔書到羅捕言會三月卅日如詔書

〈七一〇〉

將敕

□□兵張遠馬始今當上堤敕到具糧食作物
詣部會被敕時不得稽留穀斛

〈五四九A〉

五月三日末時起

〈五四九B〉

〈二九〇〉などは、一字分の空格が設けられており、これはやはり編綴のためのものであらう。また、〈六七九〉、〈七一〇〉

は、「如詔書」との常套句で結ばれた下行文書、〈五四九〉は、「八日謹案文書今受敕□□」〈三四二〉と他の樓蘭木簡にも見える「敕」に属する下行文書と考えられる。

こういった上行文書、下行文書は、居延漢簡、敦煌漢簡に多数存在するが、同じような常套句をもって、同じような形式で晋代の樓蘭簡にも認められるのである。樓蘭出土の簡を見る限り公文書は簡牘であったといえよう。

出土文字資料からは、そうであった。ただ、文献史料によれば、三國魏の時代にすでに詔令は紙に書かれていたことが検証できる。

景初二年（二三八）、臨終の際の明帝は、燕王曹宇に後事を託そうとするが、實力を有していた曹爽と司馬懿の處遇をめぐって、臣下の對立からやがて政變に發展するなかで、内容を異にする詔が二度三度出される。

帝曰、曹爽可代宇不、放、資因贊成之、又深陳速召大尉司馬宣王、以綱維皇室、帝納其言、即以黃紙授放作詔、放、資即出、帝意復變、詔止宣王勿使來、尋更見放、資曰、我自召大尉、而曹肇等反使吾止之、幾敗吾事、命更爲詔、帝獨召爽與放、資俱受詔命、

『魏書』劉放傳

帝曰く、曹爽、宇に代るべきやいなや。放、資は因りて之に贊成す。又た深く速やかに大尉司馬宣王を召し、以って皇室を綱維せんとするを陳す。帝其の言を納れる。即ち黃紙を以って放に授けて詔を作らしむ。放、資は即ち出で、帝の意、復た變ず。詔して宣王を止めて來らしむるなし。尋いで更めて放、資に見えて曰く、我れ自ら大尉を召さんとするも、曹肇等は反えって吾をして之を止ましめ、吾事を敗らんとねがう。命じて更めて詔を爲し、帝は獨り爽を召し、放、資と俱に詔命を受く。

複数の詔が出される一つに「黃紙」とある如く、これは紙に書かれた詔であった。

今ひとつ、晉惠帝の時のこととして、次のような記事が『晉書』卷五十三愍懷太子傳にみえる。

晉惠帝元康九年（二九九）十二月、愍懷太子の廢絶を目論む賈皇后は、太子を入朝させ、したたかに酒を飲ませた。

酩酊のなか意識もはっきりしない太子の前に、承福という下女が紙と筆をもって現れ、酔っぱらった太子に怪しげな祈禱文を書かせ、不充分なところは他のものが補筆してでっちあげたうえ、それを惠帝に差し出したのである。大臣たちが入朝した後に、黃門令の董猛に太子が書いたその書きつけと青紙の詔をしめして、惠帝はいう。

「奴の書いたものである。死罪を申し渡す」

追い討ちをかけるごとく、賈皇后は長廣公主の言葉と偽って、かく伝える。

「ことがらは、すみやかに處理されねばなりません。群臣の中には必ずしも賛成しないものもいるかもしれませんが、詔に従わないとなれば、軍法でもって處理なさるのがよいでしょう」

太子は、死は結果として免れたが、廢位は避けることができなかったのである。のちに太子自身は妃に書き送った手紙の中で、次のようにそのときの事を回顧している。

——酒を進められるままに飲んで、ぐでんぐでんになってしまった時、一人の婢が封をした箱を持ってきて言ったのだ。「この文章を寫せとの詔でございます」と。私がびっくりして起きあがって目を凝らしてみると、白紙が一枚、青紙が一枚あった。「陛下がお待ちでございます」とせかされ、承福という下女が筆と硯と墨、そして黄紙を持ってきた、私は書かされてしまった。

『晉書』愍懷太子傳

ここには、黄紙のほかに、青紙、白紙という色の異なった三種類の紙が登場する。黄紙、青紙、色によってどの様な區別があったのかはここでは問わない。¹⁾いまは、西晉元康九年（二九九）のときには、詔書はやはり紙に書かれていたことを確認できれば十分であろう。

以上のことから見れば、三國から晉にかけて、まさしく簡牘から紙への過渡期にあたり、公文書は簡牘にも記されていたが、朝廷内で皇帝が公布する詔書は紙が使用されていたことが明らかになる。

話は、令にもどる。皇帝の詔は、案件の審議・具申を命じた下行文書、それに應える上奏文、認可の王言の「制曰可」、といった段階的な往復文書をそのまま残す形式をもつものであり、詔の中で所謂著令文言がつけられたものが「令」に他ならない。そしてその令は、漢にあつては、干支令・契令といったように、また魏にあつては、尚書官令、州郡令、軍中令といった分類がなされるものの、單に詔令に番號がつけられ、收録されていたにすぎない。詔文の形、その收録、ともに共通する特徴は、段階的に付加されていくいわばファイルの性格をもつものであるが、こういった特徴は令文がそこに記される簡牘という書寫材料がもつ性格、ファイルとしての機能をもつその有効性と密接に關わっていたのである。かかる状況にあつて、詔が簡牘から紙に書かれるようになることは、詔の形にもまた變化が生じるであろうし、畢竟、令の集録の狀態にも影響をあたえること必定である。紙に書かれ、それが令として整理、集録されることになれば、簡牘にそれまで備わった機能を紙がそのまま引き継ぐことには困難がとれない、「紙連」「縫印」といった紙を繋ぐことはあつたとしても、^②簡牘のファイル的機能とは異なるとせねばならない。書寫材料としての紙は、これまで書籍の材料だったのである。かかる書寫材料の移行の中、泰始四年（二六八）の新律、新令の制定を迎える。すでに詔は紙に書かれたしており、書籍は全面的に紙本となっていたその時期、典籍となっていた律はもとより、新しく編纂された令も紙に書かれるようになり、ここに典籍としての令典、晉令四十卷が誕生したのであつた。

令典成立のこれが外的要因である。しかし、刑罰法規としての律と、それに對置する行政法規としての令の區分が明確になったということは、いうところの外的要因からだけでは説明が付かない。令の典籍化、法典化に書寫材料の變化が與

かったといえても、なぜ、令典が行政的な法規としてまとまったのか、そこには書寫材料とは別の要因を考えねばならない。やはり令そのものがどのような法規と考えられて法典として成立したのか、立法化の内的要因があつてこそ、可能だったのである。

(二) 内的要因 — 禮と令

晉武帝泰始四年(二六八)の新律令制定の四年前の咸熙元年(二六四)七月に晉王司馬昭(のちの文帝)は、法律の改革を上奏するのだが、それは律令だけではなく、禮儀・官制の改定も含んだものであった。

秋七月、帝奏司空荀顗定禮儀、中護軍賈充正法律、尙書僕射裴秀議官制、太保鄭沖總而裁焉

秋七月、帝、奏して司空荀顗をして禮儀を定め、中護軍賈充に法律を正し、尙書僕射裴秀に官制を議し、太保鄭沖に總じて裁せしむ。

『晉書』卷二文帝紀

司法制度にとどまらず、行政・官制・禮制を含めた全般的なものとして、一國の制度が改革されることは、當然なことであり、また法の整備に、禮制が伴うのは漢蕭何九章律と叔孫通の禮制度制定が時をおなじくして進められたことをとってみても傳統的な政策であつたことはいうまでもない。

天下即定、命蕭何次律令、韓信申軍法、張蒼定章程、叔孫通制禮儀

天下、即ち定まり、蕭何に命じて律令を次し、韓信に軍法を申し、張蒼に章程を定めしめ、叔孫通に禮儀を制せしむ。

『漢書』高帝紀

しかしながら、禮と法が初めて作られ、また儒學がまだ漢王朝に受け入れられていなかった漢律制定の時期と、その後四

百年の歲月を経たのちの晉泰始律令制定の時とは、禮と律との關係は、全くその環境を異にするものと考えねばならない。兩者は緊密に結びつき、理念的な禮が現實的な法に影響を与え、禮の規定が法源としてとらえられるようになっていくのである。

たとえば、『晉書』卷五十には、禮と律の交差を示す次のような記事が見える。

以純父老不求供養、使據禮典正其臧否、太傅何曾、大尉荀顗、驃騎將軍齊王攸議曰、凡斷正臧否、宜先稽之禮律、八十者、一子不從政、九十者、其家不從政、新令亦如之、按純父年八十一、兄妹六人、三人在家、不廢待養、純不求供養、其於禮律未有違也、……司徒西曹掾劉斌議以爲……禮、年八十、一子不從政、純有二弟在家、不爲違禮、又令、年九十、乃聽悉歸、今純父實未九十、不爲犯令

純の父、老いるも供養を求めずを以て、禮典に據りて其の臧否を正さしむ。太傅何曾、大尉荀顗、驃騎將軍齊王攸議して曰く、凡そ斷じて臧否を正すに、宜しく先ず之を禮と律に稽みるべし。八十の者、一子、政に従わず。九十の者、其の家、政に従わず、と。新令、亦た之の如し。按ずるに、純の父は年八十一、兄妹六人、三人は家に在り、待養を廢せず。純も供養を求めず。其れ禮律において未だ違ふこと有らざる也、……司徒西曹掾劉斌、議して以爲らく……禮、年八十、一子、政に従わず、と。純は二弟有りて家に在す。禮に違ふと爲さず。又た令、年九十、乃ち悉く歸るを聽す。今ま純の父は未だ九十ならず。令を犯すと爲さず。

これは、庾純なる者が、父親の養育を怠っているということをあげて、彼の失脚をはかった賈充の訴えに對する評議の一部である。いうところの「新令」とは、新しく制定された泰始令のこと、鑑みるところの「禮」の「八十者、一子不從政、九十者、其家不從政」は、『禮記』王制、内則に「内三王養老皆引年、八十者、一子不從政、九十者、其家不從政」に明文

が見える。禮典の條文が法源となり、また新令に採用されているのである。

晉律における儒家と禮思想の影響は、すでに祝總斌氏が指摘しており、氏の論文「畧論晉律之『儒家化』」において、先の庾純の記事をはじめ、官吏の三年服喪、復讐をめぐっての禮と律との折中、繼母如母（『儀禮』喪服に規定が見える）、父子分家異財（『禮記』典禮）などの禮典の理念がその條文に吸収していることなど、七點にわたって例をあげて論證しているのである。

禮と法とのかかる結びつきは、前漢武帝期に儒學が官學化され、儒家の説く禮の理念が社會に浸透していくに従って、次第に強くなっていったことは、容易に想像がつく。また、後漢になって禮の規定の忠實な實行という風潮の中で、儒學の學徒が守るべき戒律が、社會全體の法規定の中にも影響を與えていったのである。

たとえば、『周禮』に明文が見える八議は、魏律において立法化が行われていたこと、『禮記』月令仲秋之月にみえる「是月也、養衰老、授几杖、行糜粥飲食」が前漢末から後漢にかけての王杖授與の漢令、つまり御史挈令第四十三、蘭臺挈令第三十三として法制化された。¹³ 禮の規定が現實に則るべき法源となることは、晉律令に始まることではなく、後漢期から魏晉へと時代を経るなかで着實に進んでいったのである。その流れのなか、晉泰始年間の新たな法律制定を迎える。

詔令が紙に書かれることは、すでにそのときには進んでおり、新しく造られる法規の編纂と集録にも、紙が用いられることになる。典籍における書寫材料としては、紙はすぐれており、魏十八律は、典籍としての法規つまり法典であった。令の編輯と集録にも紙が利用されることで、ここに二つの法典が出來するのだが、その場合、兩者の間には内容にかなする違いが付與されることは、必然であろう。

主權者の命令である中國の法規は、禁止、罰則の規定をもつ刑罰法規であり、法經六篇、蕭何九章律といった正律はもとより、皇帝の詔令＝令の規定にも、罰則規定がふくまれていた。ただ、主權者の命令の中には、刑法だけではなく、行

政治上の法規も當然存在し、またかかる行政の法令は、時代をおって増加していくことは、これまた當然であろう。すでに、その傾向は、九章律の中の事律にみられたこと、前章ですでに指摘した。しかも、時代をおって、禮の規定が律と令のなかに、取り入れられていく、禮の理念はとりもなおさず、理想的行政のあり方を示すものであったのだから。

私は、刑罰法典とは異なる、非刑罰・行政法典の誕生には、すでに典籍となっていた禮典の存在が意識され、與ること大であったのではないかと考えている。そして禮典のなかでもとりわけ『周官』（『周禮』）の存在を指摘したい。

禮典の注釋、編纂については、『後漢書』儒林傳には、次のように見える。

前書魯高堂生、漢興傳禮十七篇、後瑕丘蕭奮以授同郡后蒼、蒼授梁人戴德及德兄子聖、沛人慶普、於是德爲大戴禮、聖爲小戴禮、普爲慶氏禮、三家皆立博士、孔安國所獻禮古經五十六篇及周官經六篇、前世傳其書、未有名家、中興已後、亦有大、小戴博士、雖相傳不絕、然未有顯於儒林者、建武中、曹充習慶氏學、傳其子褒、遂撰漢禮、事在褒傳、中興、鄭衆傳周官經、後馬融作周官傳、授鄭玄、玄作周官注、玄本習小戴禮、後以古經校之、取其義長者、故爲鄭氏學、玄又注小戴所傳禮記四十九篇、通爲三禮焉、

前書、魯の高堂生、漢興りて禮十七篇を傳う。後ち、瑕丘蕭奮、以って同郡の後蒼に授く。蒼は梁人戴德および德の兄子の聖、沛人慶普に授く。是に於て德は大戴禮を爲し、聖は小戴禮を爲し、普は慶氏禮を爲す。三家、皆な博士を立つ。孔安國の獻ずる所の禮古經五十六篇、及び周官經六篇、前世に其の書を傳えるも、未だ名家有らず。中興已後、亦た大、小戴の博士有り。相傳して絶えずと雖も、儒林に顯るる者有らず。建武中、曹充は慶氏學を習い、その子褒に傳え、遂に漢禮を撰す。……中興、鄭衆は周官經を傳え、後ち馬融は周官傳を作りて、鄭玄に授く。玄、周官注を作る。玄は本、小戴禮を習うも、後に古經を以て之を校し、其の義の長ずる者を取る。故に鄭氏學を爲す。玄も又た小戴の傳うる所の禮記四十九篇に注し、通して三禮を爲す。

『後漢書』列傳六十九儒林列傳

後漢時代に盛んであった典籍としての禮典、それらは、禮の書、禮の注釋・解説であつたのだが、やがて現實の行政書とみられるようになる。

司馬彪『續漢書』百官志の序文を引こう。

昔周公作周官、分職著明、法度相持、王室雖微、猶能久存、今其遺書、所以觀周室牧民之德既至、又其有益來事之範、殆未有所窮也、故新汲令王隆作小學漢官篇、諸文偶說、較畧不究、唯班固著百官公卿表、記漢承秦置官本末、訖于王莽、差有條貫、然皆孝武奢廣之事、又職分未悉、世祖節約之制、宜爲常憲、故依其官簿、粗注職分、以爲百官志、

『續漢書』百官志

昔、周公は周官を作り、分職、著明にして、法度、相い持す。王室微なると雖も、猶お能く久しく存す。今ま其の書を遺すは、周室牧民の德、既に至るを觀、又た其の來事の範に益ある所以なるも、殆んど未だ窮むるところあらざるなり。故に新汲令王隆は小學漢官篇を作る。諸文、偶說にして、較畧、究めず。唯だ班固、百官公卿表を著し、漢の秦を承け官を置きし本末を記し、王莽に訖る。差しく條貫あるも、然れども皆な孝武の奢廣の事、又た職分、未だ悉さず。世祖、節約の制、宜しく常憲たるべし。故に其の官簿に依り、粗ば職分に注し、以て百官志をなす。

ここで、言及されている王隆『小學漢官篇』に胡廣が注を付すが、ここでも、『周禮』と漢の禮制・行政の關係に言及している。

前安帝時、越騎校尉劉千秋校書東觀、好事者樊長孫興書曰、漢家禮儀、叔孫等所草創、皆隨律令在理官、藏於几閣、無記錄者、久令二代之業、闇而不彰、誠宜撰次、依擬周禮、定位分職、各有條序、令人無愚智、入朝不惑、……至順帝時、平子爲侍中典校書、方作周官解說、乃欲以漸次述漢事、……顧見故新汲令王文山小學爲漢官篇、畧道公卿

外内之職、旁及四夷、博物條暢、多所發明、足以知舊制儀品、蓋法有成易、而道有因革、是以聊集所宜、爲作詁解、前に安帝の時、越騎校尉劉千秋、書を東觀に校す。事を好みし者樊長孫、書を與えて曰く。漢家の禮儀は、叔孫通等の草創する所、皆な律令に隨いて理官に在り、几閣に藏す。記録なきは、久しく二代の業をして、闇にして彰さず。誠に宜しく撰次するに、周禮に依擬し、位を定め職を分け、各の條序有らしめ、人をして愚智なからしめ、朝に入りて感わざらしめん。……順帝の時に至りて、平子、侍中となりて校書を典す。方に周官解説を作りて、乃ち漸次に漢事を述べんと欲す。……故の新汲令王文山の、小學を顧見し漢官篇を爲す。畧ぼ公卿外内の職を道い、旁ねく四夷に及び、博物條暢にして、發明するところ多く、以て舊制儀品を知るに足る。蓋し法に成易あり、道に因革あり。是を以て、聊か宜しきところを集めて、詁解を爲作す。

叔孫通がつくった漢王朝の禮儀制度は、律令とともに、司法官のもとにあり、几閣に納められて記録が滞っていた。『周禮』の體裁にならって、官位と職責を明らかにし、順序だてて條文化して、人々にわからせるべきである、という安帝時の樊長孫の提言、そこから『周官』の解釋、注釋書が生まれ、また『周官』に比すべき漢官へとつながっていくのである。一連の王隆『漢官篇』、衛宏『漢官舊儀』、『漢官儀』などの背景に『周官』の存在を透視できるであろう。

いったい『周官』は、たんに周の理想的官制のみを記した典籍ではなく、「王建國、辨方正位、體國經野、設官分職」とその有名な序文でいうように、ひろく行政一般の體系を解説した者である。いわば『周官』は理想化された周の行政法規であったといつてよい。禮と法の交差のなか、令典という新たな法典が刑法典（晉律）と對置しておかれる段階で、禮典としての『周官』を意識した令典が作られ、それは現實的行政法典としての性格をもつものとなった。晉律二十篇の一篇の諸侯律、それは『周官』を參考にした刑罰法規であったと考えられ、（撰周官、爲諸侯律、合二十篇）、先の『續漢書』百官志

の撰者司馬彪は、晉泰始令成立時には、秘書郎であり、その彼の言葉、「『周官』はひとり周室の牧民の理想的状態を物語るだけでなく、將來にも大いに参考となる規範だ」、これを『周禮』の有効性を意識した晉泰始律令成立時の史家の言葉として聞くととき一層の重みを持つであろう。

禮と令、行政の理念書の禮典『周官』と、新たな非刑罰法典『泰始令』、行政法規である令典を生み出した内的要因とは、以上のようなことであつたと私は考えるのである。¹⁶⁾

結 語

「晉泰始律令への道 第Ⅰ部 秦漢の律と令」をうけた「第Ⅱ部 魏晉の律と令」と題する本稿は、晉泰始律令の成立まで論述してきた。

秦の六經、漢蕭何九章律を基本法典としてきた秦漢の律は、その外縁に多くの單行律、追加律をもっていたが、魏の新律を制定した段階で、それらは十八篇からなる正律として編纂され、晉律二十篇へと繼承されていく。

正律に限っていえば、それは第一編から最終篇までが固定した「篇章之義」を備えた典籍、つまり法典であつたといつてよからう。

しかしながら、令についていえば、漢令は令典としての完成された法律書とはなっていないばかりか、令の條文そのものも皇帝の詔令そのままの形態をもち、編纂・整理といっても單なるファイルとして番號をうち、そのまま追加・集録していたにすぎない。また個別の事項別の名稱も與えられてはいなかった。すなわち、漢令は未成熟な法令、法規だつたといつてよい。

令はやがて律となって整理されることになる。それは見方を變えれば、令の内容が律の條文になることは、令と律は法式の違いだけであり、その内容、つまり刑罰法規か非刑罰法規かという内容の違いはないことを意味するに他ならない。少なくとも、唐令が唐律に組み入れられるといったことは、あり得なかったのである。

漢の令が典籍としての令典となり、また内容のうえで行政法規となったのは、晉の泰始四年の晉令をもって嚆矢とし、律典（刑罰法規）、令典（非刑罰・行政法規）の二つの法典がここに成立する。かかる二つの法典を生み出したその原因を私は、一つには、書寫材料が簡牘から紙に變化したこと、その結果、ファイルとしての機能に優れていた簡牘から、すでに書籍には使用されていた紙に晉令が書寫されることにより、令典という法典を生み出したのだと考えたい。

右にいう物理的外因のほかに、今一つ内的な思想的要因が考えられる。それは、後漢期に隆盛となる禮敎主義、その禮の理念が現實の法令として採用される、つまり本來理念的な禮規定が法源となるという禮から令への移行、そして『周禮』に代表される禮典、それはほかならぬ理想的統治行政のあり方を記した經書であったのが、典籍としての令典が制定されねばならない時に、行政法規としての典籍を誕生させた。内的要因と外的要因この二つの流れの上に晉泰始律令が生まれた、これが本稿の結論である。

前稿の冒頭、「はじめに」で私は『隋書』經籍志を引用して、史部刑法篇には、晉以降の律と令が列擧されているが、漢と魏の法典は著録されてはおらず、『漢書』藝文志にも、また律と令は擧がっていないことを疑問として提示することから始めた。

『隋書』經籍志において、晉以降の律と令の法典しか見えないこと、それは晉以前には、律典、令典といった完成された法典は存在しなかったからに他ならない。たしかに九章律は法典ではあったのだが、その外縁にはファイル的な單行、追加律が存在し、律全體からすれば完全なる典籍にはなっていないかった。まして、令典についていえばそのような典籍は

晉以前にはなかった。『隋書』經籍志はあくまで、法律の書籍を著録しているのであり、魏徵等、『隋書』の編者の頭には唐の律典と令典が意識されており、その意味では法典としての律令は晉律と晉令からしか始まらなかったのである。

注

- (1) 滋賀秀三「曹魏新律一八編の篇目について」(『國家學會雜誌』六九・七・八 一九五五)
 - (2) 滋賀秀三「再び魏律の篇目について」——内田智雄教授の批判に答えて(『法制史研究』一一・一七三頁 注(10))
 - (3) 内田智雄「魏律『序客』についての二、三の問題」(『同志社法學』五五、五七、一九五七、一九六〇)、同「再び魏律『序客』について」(『同志社法學』六二・一九六〇)
 - (4) 滋賀前掲論文。
 - (5) 堀敏一氏は、『六典』に挙げられた戸令から雜法までの四〇編が大きく三分類でき、これは州郡令、尚書官令、軍中令に對應するのではないかと推測する。(堀敏一「晉泰始律令の成立」『東洋文化』六〇 一九八〇)
 - (6) 滋賀秀三「漢唐間の法典についての二三の考證」(『東方學』一七 一九五八)
 - (7) 堀敏一、前掲論文參照。
 - (8) 拙稿「二世紀の秦漢史研究」(『岩波講座「世界歴史」第三卷「中華世界の形成と東方世界」一九九八)、及び拙稿「三世紀から四世紀にかけての書寫材料の變遷——樓蘭出土の文字資料を中心に」(『流沙出土の文字資料』京都大學學術出版會 二〇〇一)
 - (9) 王素、宋少華、羅新「長沙走馬樓簡牘整理的收穫」、胡平生「長沙走馬樓三國孫吳簡牘三文書考證」(ともに、『文物』一九九九年一五)
 - (10) 以下の樓蘭簡の簡番號は、林梅村「樓蘭尼雅出土文書」(文物出版社 一九八五)の番號に従う。
 - (11) 拙稿「三世紀から四世紀にかけての書寫材料の變遷——樓蘭出土の文字資料を中心に」(『流沙出土の文字資料』京都大學學術出版會 二〇〇一)參照。
 - (12) 『通典』卷三食貨の條に、次のような記載がある。
「梁武帝時所司奏、南徐、江郢連兩年黃籍不上、尚書令沈約上言曰、晉咸和初、蘇峻作亂、版籍焚燒、此後起咸和三年以至平宋、並皆詳實、朱筆隱注、紙連悉縫、而尚書上省庫籍、唯有宋元嘉中以來、以爲宜檢之日、即事所須故也、晉代舊籍、並在下省左人曹、謂之晉籍、有東西二庫、既不係尋檢、主者不復經懷、狗牽鼠齧、雨濕沾爛、解散於地、又無局滕」
 - (13) 祝總斌「略論晉律之「儒家化」」(『中國史研究』一九八五一一)
 - (14) 安田二郎「八議」の基本的研究」(『前近代中國における官僚の法的身分と特權についての史的的研究』(平成七・八・九年度科學研究費補助金(一般基盤B)研究成果報告、代表者安田二郎)
 - (15) 拙稿「王杖十簡」(『東方學報』六四 一九九二)
 - (16) 『周禮』と晉律令との關係、刑罰と非刑罰と區別に關しては、既に曾我部靜雄氏が言及している。(曾我部靜雄「中國律令史の研究」(吉川弘文館 一九七二)「井田法と均田法」、同「律令を中心とした日中關係史の研究」(吉川弘文館 一九六八)第一章・第一節「周禮の施舍制度とその日唐に及ぼした影響」)
- 『周禮』が法典的内容をもつこと、晉の律令がその影響を受けていることは、全く同意見だが、ただ、『周禮』の中に刑罰と非刑罰の區別がある、『周禮』秋官は刑罰法規だという觀點には賛成できない。『周禮』全體は、やはり理想的行政を記した行政の書とみるべきだろう。